



健康日本21

資料2-3

健康日本21の改正案(概要)

1. 現状

国民が一体となった健康づくり運動を総合的かつ効果的に推進し、国民各層の自由な意思決定に基づく健康づくりに関する意識の向上及び取組を促すために策定された計画である。

なお、本計画は、健康増進法第7条第1項の「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」(以下「基本方針」という。)に基づく目標期間、目標数値を有する具体的な計画として位置付けられている。

2. 改正の趣旨

今般の医療制度改革に伴い改正される「基本方針」及び、平成19年4月に取りまとめられた「健康日本21中間評価報告書」を踏まえ、健康日本21を改正することとした。

3. 改正の内容

① 新たな目標の追加

運動、食生活、喫煙等に関する目標(メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少率等)や健康診査・保健指導の実施率等の目標を新たに設定することとした。

② 運動期間の変更

医療費適正化計画など関連する他の計画との整合性を図るため、2010年度から最終評価を行い、その評価を2013年度以降の運動の推進に反映させることとした。なお、2010年度以降の最終評価期間中においても現在設定されている目標により、運動を推進することとした。

③ 例示の追加などの規定の整備

多様な分野との連携事例として、総合型地域スポーツクラブの活用や健康関連産業の育成を追加するなどの規定の整備を行うこととした。

4. 施行日

平成20年4月1日(予定)